

昭和三十一年法律第百十八号

売春防止法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 刑事処分(第五条―第十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
- 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。  
(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。  
(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。  
(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについで懲役の言渡をするときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

附則

施行期日  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。  
(昭和三十二年勅令第九号)は、廃止する。

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和三十二年勅令第九号)は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

6 附則(昭和三十三年三月二五日法律第一六号)抄

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。  
附則(昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則(昭和三十七年九月一五日法律第一六一号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行

前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされた裁判等による不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされた審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができず、この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則

（昭和五八年一月一〇日法律第八三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
（施行期日）  
七号）抄  
附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄  
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二年年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助、平成元年度及び平成二年年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二年年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助、平成元年度及び平成二年年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度及び平成二年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二年年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助、平成元年度及び平成二年年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助、平成元年度及び平成二年年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度及び平成二年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄  
（施行期日等）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元年度及び平成二年年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二年年度における事務又は事業の実施により平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助、平成元年度及び平成二年年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二年年度に支出される国の負担又は補助、平成元年度及び平成二年年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度及び平成二年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成元年度及び平成二年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度及び平成二年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。



附則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、平成一十七年四月一日から施行する。

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成一十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成一十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成一十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）附則第六項及び第七項の規定による国の貸付けについては、旧売春防止法附則第八項から第十二項までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧売春防止法附則第八項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成一十七年法律第二十五号）第五条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第九項中「附則第六項及び第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第十項中「附則第六項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項」と、旧売春防止法附則第十一項中「附則第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第七項」と、「第四十条第二項又は第三項」とあるのは「旧売春防止法第四十条第二項又は第三項」と、旧売春防止法附則第十二項中「附則第六項又は第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項又は第七項」とする。

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月一五日法律第八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条、第十九条、第二十条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二五年六月一九日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては

は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為については、この法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないうこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第六章第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同法第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第

三十三條の九の次に一條を加える改正規定並びに同法第三十三條の十、第三十三條の十四第二項及び第五十六條第四項の改正規定、第四條中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三條の第二項の改正規定、第五條中母子保健法第五條第二項の改正規定並びに第六條中児童虐待の防止等に関する法律第四條第一項及び第七項、第八條第二項、第十條第一項、第十一條第一項及び第四項、第十二條の二、第十二條の三、第十四條第一項並びに第十五條の改正規定並びに附則第四條、第八條及び第十七條の規定並びに附則第二十一條中國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七號）第十二條の四第一項及び第八項の改正規定（同條第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。）公布の日

二 第一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三條の規定（売春防止法第三十五條第四項を削る改正規定を除く。）及び第六條の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第九條の規定、附則第十八條中子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五號）附則第六條第二項の改正規定及び附則第二十一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）平成二十八年十月一日

**第二條** (検討等)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第七條** (罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八條** (その他の経過措置の政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附則** (令和三年五月二八日法律第四十七號)抄

**第一條** (施行期日)

この法律は、令和四年四月一日から施行する。

**附則** (令和四年五月二五日法律第五十二號)抄

**第一條** (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 次条並びに附則第三條、第五條及び第三十八條の規定 公布の日  
二 附則第三十四條の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六號）の公布の日  
三 略  
四 附則第三十六條の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八號）の公布の日

**第五條** (補導処分) 政府は、前條の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第七條の規定により補導処分を受けた者であつて、施行日前に婦人補導院（附則第十條の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七號）附則第一條において「旧婦人補導院法」という。）第一條第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。から退院し、又は旧売春防止法第三十條の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第六條** (前條の者) 前條の者であつて施行日前に婦人補導院に收容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。  
2 旧売春防止法第五條の罪と他の罪につき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七條の規定により補導処分を受けた者については、刑法（明治四十年法律第四十五號）第五十四條第一項の規定により旧売春防止法第五條の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

**第七條** (施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十條の規定により補導処分を受けた者) 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十條の規定により補導処分を受けた者（更生保護法（平成十九年法律第八十八號）第八十五條第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六條の規定による改正後の更生保護法第八十八條の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六條第三項の規定は、適用しない。

**第八條** (前條第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助) 前項において、前項に規定する者の例による。  
2 前條第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、(婦人相談所に関する経過措置等)  
**第九條** (この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四條第一項に規定する婦人相談所) この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四條第一項に規定する婦人相談所において、この法律の施行の際現に行われていた同條第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九條第七項の規定により行われる同條第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。  
2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五條第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一條第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなればならない。  
3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六條に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同條の收容保護及びその委託は、第十二條第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。  
(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

**第九條** (施行日前に行われ、又は行われるべきであつた旧売春防止法第三十八條に規定する費用) 都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九條に規定する費用については、都道府県の補助については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
**第三十八條** (この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。)  
**附則** (令和四年六月一七日法律第六十八號)抄  
**第一條** (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
1 1 十八號) 第八十五條第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。)及び刑執行終了者等に対する援助(刑法等の一部を改正する法律第六條の規定による改正後の更生保護法第八十八條の二に規定する援助をいう。同項において同じ。)については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六條第三項の規定は、適用しない。  
2 前條第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。  
2 前條第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、(婦人相談所に関する経過措置等)  
**第八條** この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四條第一項に規定する婦人相談所において、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われていた同條第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九條第七項の規定により行われる同條第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。  
2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五條第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一條第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなればならない。  
3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六條に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同條の收容保護及びその委託は、第十二條第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。  
(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

一 第五百九條の規定 公布の日  
二 第二十九條、第五十二條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百八十四條第一項並びに第四百九十一條第一項及び第四項の規定 刑法等一部改正法第二號施行日  
**附則** (令和五年五月一七日法律第二十八號)抄

**第一條** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 略  
二 第一條中刑事訴訟法第三百四十四條に一項を加える改正規定、第二條中刑法第九十七條及び第九十八條の改正規定並びに第三條中出入国管理及び難民認定法第七十二條の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二條第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五條第一項及び第二項、第八條第四項並びに第二十條の規定、附則第二十四條中國際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六號）第四十二條の改正規定、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十號）第二百九十三條の改正規定、附則第二十八條第二項、第三十條及び第三十一條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九號）第三百二十二條の改正規定、附則第三十五條のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七號）以下「刑法等一部改正法」という。）、第三條中刑事訴訟法第三百四十四條の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第三百二十二條の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六條及び第四十條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日  
(罰則に関する経過措置)

**第四十條** (罰則に関する経過措置) 第二號施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 次条並びに附則第三條、第五條及び第三十八條の規定 公布の日  
二 附則第三十四條の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六號）の公布の日  
三 略  
四 附則第三十六條の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八號）の公布の日